



Mercedes-Benz

Press Information

2021年12月10日

## 企業情報

# 弊社製品「GLA」「GLB」のカタログ等の表示に関する お詫びとお知らせ

メルセデス・ベンツ日本株式会社(本社:東京都品川区)は、弊社一部製品で発生したカタログ等での装備に関する誤表記につきまして、消費者庁より不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)第5条1号に違反するとして、本日、措置命令を受けました。

当該製品をご購入いただいたお客様をはじめ、日頃より弊社およびメルセデス・ベンツを信頼し、ご愛顧いただいておりますお客様ならびに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしていることを、心よりお詫び申し上げます。

弊社は今般の事態を重く受け止め、お客様の信頼回復に向けて法令遵守の徹底と、管理体制の一層の強化に努めてまいります。

今後、措置命令の内容を精査のうえ、対応について慎重に検討してまいります。

### 1. 措置命令対象の製品

弊社製品2車種「GLA」「GLB」における9つの装備等に関する表示(計17項目)

### 2. お客様への対応

このたびの誤表記によりご迷惑をおかけしたお客様には、正規販売店と連携し、誠意をもって対応してまいります。

### 3. 誤表記の原因と今後の取り組み

本件、消費者庁に自主申告のうえ調査に全面的に協力するとともに、原因究明と改善策を講じてまいりました。

誤表記の原因は、表記に関するチェック体制が適切に働かなかつたことによるもので、カタログ/ウェブ等表示物の制作・承認プロセスの見直しと体制強化に努めてまいります。

なお、措置命令対象の表記は、本年8月31日までにすべて修正しております。

本件に関するお客様のお問い合わせ先: <b>メルセデス・コール</b>	<b>0120-190-610</b>
報道関係者様のお問い合わせ先: <b>メルセデス・ベンツ日本 企業広報課</b>	<b>03-6369-7370</b>